

別表 1 (第 2 条の 2 関係)

世帯人員		2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
総所得	借家等	226 万円	260 万円	318 万円	353 万円	394 万円	465 万円	501 万円	536 万円	572 万円
	持家	162 万円	195 万円	253 万円	288 万円	329 万円	389 万円	424 万円	460 万円	495 万円

「総所得」の算定において、給与所得者及び公的年金所得者については最大 10 万円を控除する。

備考 1 原則として、当該年度の前年 4 月 1 日の本市生活保護基準額に基づき、算定するものとする。

備考 2 児童生徒またはその保護者が居住する住居の賃貸契約者が、申請者（または申請者と生計を一にする者）であり、契約者・契約期間・住所を証明できる書類の提出があった場合は、原則として上記「借家等」の総所得額により審査を行う。

備考 3 11 人以上の世帯については、各申請者の家族構成・年齢に基づき、個別に所得基準額を算定する。

別表 2 (第 3 条関係)

申請理由	申請理由を証明する書類等
市民税が非課税の者 土地、建物等、資産の売却や譲渡にともなう 損失計上による非課税は除く	次の書類の、いずれかを生計を一にする世帯全員分提出 ・市民税・府民税特別徴収税額の決定・変更通知書（写） ・市民税・府民税証明書 ・市民税・府民税納税通知書兼税額決定（充当）通知書 及び課税明細書（写） 税情報を利用する場合は上記の証明書類は不要（早期申請は除く）
固定資産税を減免された者 新築減税は除く	・固定資産税・都市計画税（土地・家屋）税額変更通知書（写）
個人事業税を減免された者	・個人事業税減額決定通知書（写）
国民年金保険料を減免された者	・国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書（写） ただし、保護者全員分が必要
国民健康保険料を減免・徴収猶予された者	・国民健康保険料（変更）決定通知書（写） 被保険者氏名欄に世帯全員の氏名が記載されているもの ・国民健康保険料徴収猶予決定通知書（写）
児童扶養手当の支給を受けている者	・児童扶養手当証書（市長印が押されているページの写し）
生活福祉資金の貸付の決定を受けた者	・生活福祉資金貸付決定通知書（写）
雇用保険被保険者手帳を有する日雇労働者 手帳を有する者以外の保護者 に収入がある場合は、該当しない	・雇用保険被保険者手帳 （公共職業安定所長印が押されているページの写し） ・手帳を有する者以外の保護者の「市民税・府民税証明書」
火災、風水害、震災、その他の災害にあった者	・罹災証明書（区発行）または、り災証明書（消防署発行）
生活保護を受けている者	・証明書類の提出は不要。ただし、教育扶助費の受給がない場合、生活保護適用証明書
生活保護を停止または廃止された者 世帯状況変更や指示違反による廃止者は除く	・生活保護停止・廃止決定通知書（写）
上記 ~ には該当しないが、特別な事情のため経済的に困窮していて、就学援助を必要とする者（早期申請は除く）	次の書類の、いずれかを生計を一にする世帯全員分提出 ・市民税・府民税特別徴収税額の決定・変更通知書（写） ・市民税・府民税証明書 ・市民税・府民税納税通知書兼税額決定（充当）通知書 及び課税明細書（写） 税情報を利用する場合は上記の証明書類は不要 申請書の「特別な事情」欄の記入

- ・ ~ と . . . は、申請の前年度または申請年度に該当していることが必要。
- ・ ~ と . . . は、申請年度の 4 月 1 日現在（随時申請にあっては申請日現在）該当していることが必要。
- ・ 保護者全員分の証明書類は、いずれか 1 つの申請理由・同一年度とする。
- ・ 申請理由を証明する書類の写しについては、原本の提示を求める場合がある。